

新潟県立武道館規則をここに公布する。

平成28年12月27日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

新潟県教育委員会規則第12号

新潟県立武道館規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県立武道館条例（平成28年新潟県条例第51号。以下「条例」という。）の施行に伴い、新潟県立武道館（以下「武道館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による申請は、別記第1号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書
- (2) 当該法人その他の団体に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 当該法人その他の団体に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

新潟県教育委員会 様

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者の氏名

㊟

新潟県立武道館の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県立武道館条例第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- (1) 事業計画書
- (2) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) その他教育長が必要と認める書類